北陸信越運輸局 指定区間及びサービス基準

令和3年1月7日適用基準

指定	区間		サービス基準			
区間名	二地点間	県 名	運航日程	運航回数	1運航ごとの 最低輸送能力	時間帯
新潟粟島	栗島漁港と岩船港との間	新潟県	毎日	1 往復/日	旅客 240人 自動車 24台	8:30 ~ 16:30
両津新潟	両津港、両津漁 港又は羽吉漁 港と新潟港又 は松浜漁港と の間	新潟県	毎日	5~10月 4往復/日 但し、8月は5往復/日 11~4月 3往復/日	旅客 1,000人 自動車150台	設定 せず
小木直江津	小木港又は小 木漁港と直江 津港との間	新潟県	5月~10 月の毎日	1往復/日	旅客 220人	設定 せず
舳倉島	舳倉島漁港と 輪島港との間	石川県	毎日	1 往復/日	旅客 80人 貨物 40㎡	設定 せず

- 注) 1. 使用船舶の定期整備・検査に要する期間はこの限りではない。
 - 2. 複数航路を運航する事業者が各航路の使用船舶の定期整備・検査の期間中に使用船舶を各航路間で融通する期間はこの限りではない。